

綾瀬市議会 6 月定例会会期日程

資料 5

令和 7 年 5 月

月・日	曜日	会 議	事 項
6・2	月	本 会 議	・一般議案 ・一般質問通告書午後 4 時締切
3	火	休 会	
4	水	休 会	
5	木	市民福祉常任委員会	
6	金	経済建設常任委員会	
7	土	休 会	
8	日	休 会	
9	月	総務教育常任委員会	
10	火	休 会	
11	水	基地政策特別委員会	
12	木	休 会	
13	金	休 会	・写真撮影申込正午締切
14	土	休 会	
15	日	休 会	
16	月	本 会 議	・一般質問
17	火	本 会 議	・一般質問
		議 会 運 営 委 員 会	
18	水	本 会 議	・一般質問
19	木	休 会	
20	金	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議 会 全 員 協 議 会	

○開議時間については、午前 9 時〔最終日は午前 9 時 30 分〕

本 会 議・・・議 場	議 会 運 営 委 員 会・・・第 1 委員会室
総務教育常任委員会・・・第 1 委員会室	市民福祉常任委員会・・・第 1 委員会室
経済建設常任委員会・・・第 1 委員会室	基地政策特別委員会・・・第 1 委員会室

綾瀬市議会 6 月定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会期決定について |
| 日程第 2 | 第 3 9 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 | 第 4 0 号議案 | 令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 | 第 3 2 号議案 | 綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 第 3 3 号議案 | 綾瀬市立公民館条例及び綾瀬市自治会館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 第 3 4 号議案 | 綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 第 3 5 号議案 | 動産の取得について（ガス式連続焼物機） |
| 日程第 8 | 第 3 6 号議案 | 市道路線の認定について（R 8 8 0－2） |
| 日程第 9 | 第 3 7 号議案 | 市道路線の認定について（R 1 6 2 9－7） |
| 日程第 1 0 | 第 3 8 号議案 | 綾瀬市総合計画 2 0 3 0 基本構想の変更について |
| 日程第 1 1 | 第 4 号報告 | 令和 6 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 1 2 | 第 5 号報告 | 令和 6 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第 1 3 | 第 6 号報告 | 令和 6 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第 1 4 | 第 7 号報告 | 令和 6 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）について |

請 願 文 書 表		
請 願 第 7 号		令和7年 5 月 20 日 受 付
		令和7年 6 月 2 日 委員会付託
件 名		日米地位協定の抜本改定を求める意見書を国に提出することを求める請願
代 表 者	住 所	綾瀬市大上3-2-30 セミーランドヒル1-106
	氏 名	坂 田 好 喜 外2名
紹 介 議 員	越 川 好 昭	

—— 請 願 の 原 文 ——

趣旨

国民が永年念願してきたように、現在の日米地位協定の不平等な実態を改めるために、日米地位協定を抜本的に見直し、米軍関係者による事件事故等については日本の法令を第一に適用することを原則とするよう、本市市議会において、国に対して「日米地位協定の抜本改定を求める意見書」をご提出ください。

理由

2024年沖縄では、米兵による2件の女性暴行事件が発覚しましたが、6月の県議選が終わるまで、県に対してさえ明らかにされないという事態がありました。このような事件事故が二度と起きないようにと、沖縄県は12月に県民大会を開催し、約2,500人の県民の方々が参加し、日米地位協定の改定を求めました。

ここ綾瀬市でも、厚木基地の航空機騒音に苦しむ多くの市民が、第五次の騒音訴訟に参加しています。これについては昨年11月、横浜地裁の判決が出ましたが、裁判所は一貫して「米軍の行為は裁判できない」として取り上げず、米軍機の飛行差止め

については門前払いが続いています。

このほかにも神奈川県内では、昨年から今年にかけて、日米地位協定の改定が必要な事件事故が相次いで発生しています。

昨年8月海老名市に、10月には茅ヶ崎市に米軍ヘリが臨時着陸しました。日米地位協定の取決めにより、どちらの場合も県警は現場検証ができず、原因究明することもできませんでした。

横須賀市では米兵による交通事故が昨年9月と今年2月、4月にあり、2件は死亡事故でした。昨年9月と今年4月の事故では、当該米兵は米軍が基地内に連れ去りました。米兵による相次ぐ交通事故について横須賀市長は、「米軍による交通安全教育の効果に疑問を持たざるを得ない」と、怒りのコメントをしています。

逗子市では、2022年7月、米兵による傷害事件が発生しました。その民事訴訟裁判において、横浜地裁は今年4月25日、当該米兵に約1,600万円の損害賠償命令を出しました。日米地位協定では、もし「米兵に支払い能力がない場合」、被告に代わって米政府が支払うよう請求できることになっていますが、実際は、「米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない場合」があり、そのような場合には「日本政府がその差額を埋める」という制度（「SACO見舞金」制度）が設けられています。これも全額米国政府が支払うように改める必要があります。

いずれの事案についても、日米地位協定において、米軍関係者が起こした事件事故について日本国内法の適用が最優先されるという原則が確立されていないことに根本的な問題があると言えます。

日本同様に第二次大戦の敗戦国であるドイツ、イタリアを含め、NATO諸国は米国との地位協定を結んでいますが、いずれの国においても、米軍関係者の事件事故については自国の国内法を適用することが原則とされています。

石破茂首相は就任直後、20年前の沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落した事故に言及して、「当時、沖縄県警が全く触れられずに機体は全部（米軍に）回収された。こんなのは主権独立国家ではない。地位協定は改定したい」と、日米地位協定の改定に意欲を示しました。また昨年12月3日には、国会の議場でも「日米地位協定については、自民党の中で議論するよう指示した」と答弁しています。

沖縄県と全国知事会は、何度も日米地位協定の改定を求める要望を国に提出しています。不平等な日米地位協定の抜本的改定は、このように、永年、国民の念願するところとなっています。

時の総理が改定を求めている今こそ、改定の絶好の機会です。

私たちは、本市市議会が、日米地位協定の抜本改定を求める意見書を審議、採択され、国に提出していただけるよう、ぜひともお願いするものです。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 3 4 号		令和 7 年 4 月 2 8 日 受 付	
		令和 7 年 6 月 2 日 審査依頼	
件 名		地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書	
代 表 者	住 所	横浜市南区高根町 1－3 神奈川県地域労働文化会館 4 階	
	氏 名	公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 理事長 佐 野 充	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の項目

地方自治法第 9 9 条に基づき、次のとおり国に対して地方財政確立のための意見書の提出をお願いいたします。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、自治体 D X 化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけるこ

と。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、その算定方法の見直しを行うとともに、地方の自主性を尊重した運用を行うこと。

- 6 会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったが、引き続き、雇用の安定と処遇の改善が図れるよう十分な財政措置を行うこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援するとともに、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実を図るため、財源措置を行うこと。
- 10 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。
- 11 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

陳情の趣旨及び理由

地方公共団体には今、急激な少子・高齢社会の到来を受け、子育て、医療、介護など社会保障制度の整備が求められているとともに、人口減少をにらんだ地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など極めて多岐にわたる役割が求められています。さらに、自然災害の甚大化、頻発化を踏まえた社会インフラの耐震化や地域医療体制の充実が求められています。

2026年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、増大する行政需要に対応した財源確保を念頭に、より積極的な地方財政確立を国に求めるものです。